

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則の一部改正に伴う対応について

4月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（以下「犯罪収益移転防止法施行規則」といいます。）が一部改正されます。

弊社では、犯罪収益移転防止法施行規則の改定に伴い、次のとおり対応させていただきます。

カードお申し込み時にお客様を確認させていただく書類（本人確認書類）といたしまして、対面でのお申し込みの際は下記書類①～⑥のいずれか1点の提示をお願いいたします。郵送でのお申し込みの際には、下記書類①～⑥のうちいずれか2点の送付（同封）をお願いいたします。

お客様を確認させていただく書類（本人確認書類）

運転免許証または運転経歴証明書の交付

交付を受けている方は

- ① 運転免許証または運転経歴証明書
（住所等変更されている場合は両面とも）
※国内で交付されたものに限りです。
※運転経歴証明書は、平成24年4月以降に交付されたものに限りです。

交付を受けていない方

- ② パスポート …………… 「顔写真」と「所持人記入欄(住所)」の両ページとも
- ③ 在留カード・特別永住者証明書 …………… 両面とも
- ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) …… 表面のみ(個人番号(マイナンバー)の記載がある裏面は不要)
- ⑤ 健康保険証 …………… 現住所の記載が裏面にある場合は両面とも
- ⑥ 住民票の写し …………… 発行日(6カ月以内)の記載があるもの

本人確認書類の住所が入会申込書にご記入いただいたご自宅住所と異なる方

入会申込書にご記入のご自宅住所が記載されている、ご本人様名義の以下いずれかの書類のコピーもあわせて貼付してください(6カ月以内に発行されたもの)。

- 1点の本人確認書類の住所が異なる場合… 下記書類のうち1点のコピー
- 2点の本人確認書類の住所が異なる場合… 下記書類のうち2点(異なる種類)のコピー

公共料金の領収書
(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)

社会保険料の領収書

国税、地方税の領収書
または納税証明書

※請求書・通知書は法令上認められておりません。「領収書」か「証明書」をお送りください。
※領収書は「領収印のあるもの」「口座振替済みの表示があるもの」など、お支払いを証明できるものに限りです。

本人確認書類は、法令上カード発行会社に保管の義務があるため返却できません。また、不備等で使用できなかった書類は、破棄させていただく場合がございます。

ご注意

本人確認書類のご同封がない、または本人確認書類と入会申込書のご住所が異なるなど、お客様がご本人様であることの確認ができない場合は、カード発行を停止、またはカードの機能を制限する事がございますので、あらかじめご了承ください。